

入札遵守事項

入札者は、下記の事項を承知の上、入札に参加してください。

なお、この入札遵守事項は、甲賀広域行政組合財務規則、甲賀広域行政組合建設工事執行規則、甲賀広域行政組合建設工事中間前金払取扱要綱及び甲賀広域行政組合建設工事等入札執行要領を抜粋・説明したものです。

1. 保証金について

(1) 入札保証金

入札通知書に記載のとおりとします。ただし、「免除」と記載した場合であっても、契約担当者が必要と認めるときはこの限りではありません。

(2) 契約保証金

~~〔ア 金銭的保証の場合〕~~

落札価格の10%以上を納付してください。ただし、落札価格の10%以上に相当する保証事業会社又は金融機関の保証をもって納付に代えることができます。また、落札価格の10%以上に相当する債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約(定額てん補方式に限る。)の締結若しくは債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除します。

~~〔イ 役務的保証の場合〕~~

免除します。ただし、落札価格の30%以上に相当する債務の履行を保証する公共工事履行保証証券(契約不適合特約付きのものに限る。)による保証を付してください。

〔ウ 履行保証免除の場合〕

免除します。

2. 前金払、中間前金払及び部分払について

(1) 前金払

入札通知書に記載のとおりとしますが、「あり」の場合にあつては、保証事業会社の保証があつたときに限り請負代金額の40%を超えない範囲内において前金払をします。

(2) 中間前金払

入札通知書に記載のとおりとしますが、「あり」の場合にあつては、前金払が支払済で工期の2分の1が経過しており、工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきとされている作業が完了し、出来高が請負代金の2分の1以上に相当すると認められ、保証事業会社の保証があつたときに限り請負金額の20%を超えない範囲内において中間前金払をします。

(3) 部分払

入札通知書に記載のとおりとしますが、「あり」の場合にあつては、組合の1会計年度につき3回に限り出来高の10分の9以内で部分払を行うことができます。ただし、最初の部分払は請負金額の40%以上の出来高がなければなりません。

(4) 中間前金払と部分払の併用はできません。

3. 落札者の決定方法について

(1) 「制限を設けない」と記載した場合

金地金の買取率（％）が最低買取率以上かつ最高買取率である者が落札者となります。

(2) 「最低制限価格制度を適用」と記載した場合

最低制限価格を下回る入札は失格とし、本件について再度入札に参加することはできません。

4. 郵便入札について

(1) 「取り扱う」と記載した場合

入札書を封書の表に「入札書」と記載した書留郵便により、指定された日時までに到着したものに限り受領します。ただし、入札をする者が代理人であるときは、委任状を同封してください。

(2) 「取り扱わない」と記載した場合

郵便による入札は取り扱いません。

5. 無効入札について

以下の場合にあっては、その入札を無効とします。

- (1) 入札参加の資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (5) 入札保証金を必要とする入札で入札保証金を納めない者又は不足する者のした入札
- (6) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (7) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

6. 入札書等の取り扱いについて

- (1) 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととします。
- (2) 入札参加者が連合し、若しくは不穏の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び見積内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があります。

7. 入札の辞退について

- (1) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。なお、既に投函した入札書は撤回できません。
- (2) 入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出てください。
ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送して行う。郵送により行うときは、入札の前日までに到達しなければなりません。
イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出してください。
- (3) 指名競争入札等において、入札辞退届を提出しないで入札を欠席すること（以下「無断欠席」という。）は、適正な入札の妨げになりますので、十分留意してください。

交通機関等の遅れ等、やむを得ず入札に参加できないときは、入札執行日時までに入札担当者へ電話連絡等をし、事後に入札辞退届を提出してください。

入札を辞退したことによって以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありませんが、無断欠席したときは指名除外措置となることがありますのでご注意ください。

8. その他必要事項

- (1) 入札価格が予定価格に比し著しく差のあるときは入札執行を一時中止することがあります。この場合には入札執行者の決定するところにより、入札執行の再開・打切り又は適当な指示を行うことがあります。
- (2) 再度入札してもなお落札者のいないときは、指名人を替えて再入札を執行することがあります。
- (3) 落札者は、落札決定の通知を受けたときは1(2)に記載した履行保証措置を講じた上、10日以内に契約書を契約担当者に提出しなければなりません。なお、10日以内に提出できないときは、契約の相手方となる資格を失うことがあります。
- (4) 設計書、図面及び仕様書を熟覧し、入札期日の前日までに疑義を確認しておいてください。
- (5) この入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

9. その他

落札決定に当たっては、入札書に記載された金地金の買取率(%)が最低買取率以上かつ最高買取率である入札者を落札者として決定する。なお、最高買取率の入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。